第3期

西予市ひとり親家庭等自立促進計画

(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

令和4年3月



西 予 市

目 次

第1章 計画策定の概要	
1. 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 1
2. 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · 1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間 ····································	
5. 計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0. 时间少米是种的	2
第2章 ひとり親家庭等の現状と課題	
1. ひとり親家庭等の現状 ························· 2. ひとり親家庭等の課題 ····································	1 4
2. いとり税豕姓寺の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第3章 自立促進計画の体系と施策の内容	
	177
1. 子育て・生活支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 就業支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 経済的支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 相談体制と情報提供の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••20
第4章 第2期計画の実績と3期計画の見込み	
1. 子育てと生活支援	
2. 就業支援	
3. 養育費の確保	
4. 自立へ向けての経済的支援	•••••22
5. 相談体制と情報提供の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••22
参考資料	
西予市ひとり親家庭等実態調査票	
西予市ひとり親家庭等実態調査結果	
西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置	要綱
西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員	名簿
<用語の定義>	
母子家庭・・・・・母と20歳未満の児童がいる世帯で、	同居の親族
がいる場合を含みます。	
父子家庭・・・・・父と20歳未満の児童がいる世帯で、	同居の親族
がいる場合を含みます。	
宮垣学房 ・・・・・ かって四フ学房の四本キュケーフド	1 484 1
寡婦家庭・・・・・かつて母子家庭の母であって、子ど	もか成人し、
現在も配偶者のない状態にある世帯	
現在も配偶者のない状態にある世帯	

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

国においては、様々な困難に直面しているひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上や自立に向けた支援を行うために、平成 14 年 3 月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を策定し、平成 14 年 11 月には「母子及び寡婦福祉法」が改正され、都道府県や市等による自立促進計画の策定が規定されました。

また、平成15年3月には、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、自立促進計画の指針が示されました。

その後、平成24(2012)年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行、平成26(2014)年に母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るための関連法令の改正(改正に合わせ、法律名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められる)、平成27(2015)年に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(すくすくサポート・プロジェクト)」の策定、平成28(2016)年度からの段階的な児童扶養手当の拡充が図られてきたところです。また、令和2(2020)年4月1日には国が「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を示し、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、効果的に機能することが求められています。

西予市では、平成23年3月に「西予市ひとり親家庭等自立促進計画」を、また、 平成29年3月に「第2期西予市ひとり親家庭等自立支援推進計画」を策定し、子 育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、自立へ向けての経済的支援、相談体制 と情報提供の充実を柱に、ひとり親家庭等の自立促進に向けて取り組んできました。 このたび、計画期間の満了を迎え、令和2年4月に新たに示された「母子家庭等 及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえて、ひ とり親家庭等実態調査を行い、新たな「第3期西予市ひとり親家庭等自立促進計画」 を策定するものです。

2. 計画策定の目的

ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るためにひとり親家庭等の自立に向けた支援を、総合的かつ計画的に展開するものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき策定するもので、「第2次西予市総合計画」を上位計画とし、「西予市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の動向や法改正、社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを 行うものとします。

5. 計画の策定体制

(1)計画の策定体制

本計画の策定にあたり、有識者、福祉関係団体の代表者、経営者団体の代表者等で構成する「西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。 (募集期間 令和4年2月14日 \sim 3月7日)

(2)実態調査の実施

ひとり親家庭等の仕事、住居、家庭生活、子どもの養育等の生活の実態やニーズ を把握するため、令和3年8月に「西予市ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。



第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1. ひとり親家庭等の現状

本計画策定にあたり、本市におけるひとり親家庭等の課題を明らかにするため「西予市ひとり親家庭等実態調査」令和3年8月)を実施しました。以下、この調査結果における本市のひとり親家庭等の現状です。

<西予市ひとり親家庭等実態調査>

配布数	回収数	回収率
395	211	53.4%

今回、インターネットを利用した回答も可能にし、47件の回答がありました。回収率は、「第2期西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定時における実態調査」(以下、「前回調査」という。)の42.6%から10.8%増加しています。

<ひとり親家庭医療受給者数及び児童扶養手当受給者数の推移>

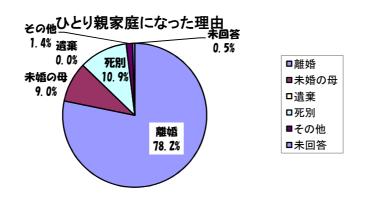
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ひとり親家庭医療受給者数	710	688	622
児童扶養手当受給者数	285	270	254

※年度末数

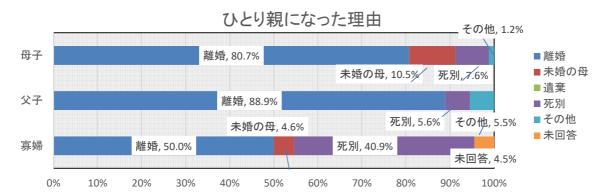
(1) ひとり親家庭等となった理由

ひとり親家庭等となった理由は、離婚が78.2%と最も多く、次いで死別が10.9%、未婚の母が 9.0%となっています。

※遺棄とは:父又は母が児童と同居しないで監護義務をまったく破棄している場合をいいます。



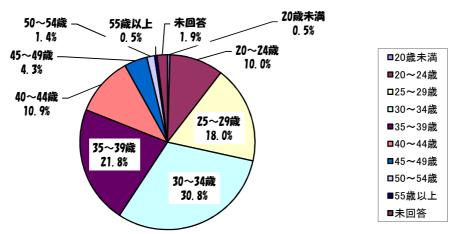
母子・父子・寡婦家庭別に見ても、離婚によりひとり親家庭になった世帯が多く、母子家庭で80.7%、父子家庭で88.9%、寡婦家庭で50.0%が離婚により、ひとり親家庭となっています。



(2)ひとり親家庭等となった時の父又は母の年齢

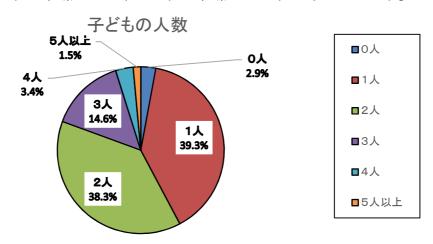
ひとり親家庭等になった時の年齢は、30代が52.6%、次いで20代が28.0%で、20代~30代の占める割合は80.6%と高いものとなっています。

ひとり親家庭等になった時の年齢

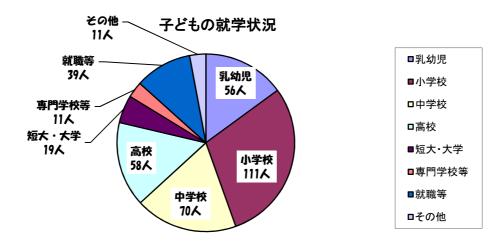


(3)子どもの人数と就学状況

子どもの数は、1人の世帯が39.3%と2人の世帯が38.3%となっています。

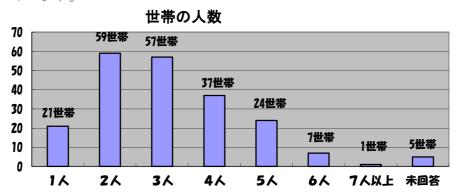


ひとり親家庭等の子どもの就学状況は、「小学校」が111人、次いで「中学校」 70人、「高校」58人となっています。

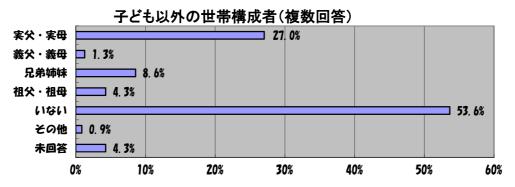


(4)世帯の人数及び世帯構成

世帯の人数は、「2人」が59世帯と最も多く、次いで「3人」が57世帯、「4人」が37世帯となっています。

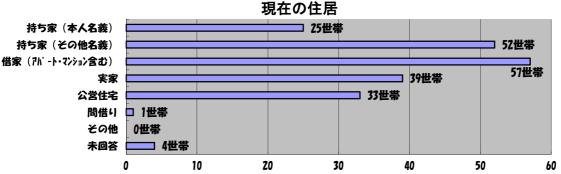


子ども以外に同居者がいない世帯は、53.6%となっています。

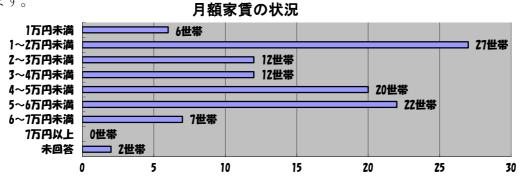


(5)住居の状況

ひとり親家庭等の住居の状況は、「借家」が57世帯と最も多く、次いで「持ち家」(その他名義)52世帯となっています。

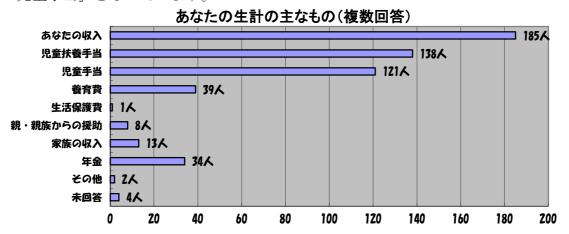


月額家賃の状況は、「1万円~2万円未満」が、27世帯と最も多く、次いで「5万円~6万円未満」が22世帯で、「4万円~5万円未満」の世帯が前回調査の約2倍となっています。

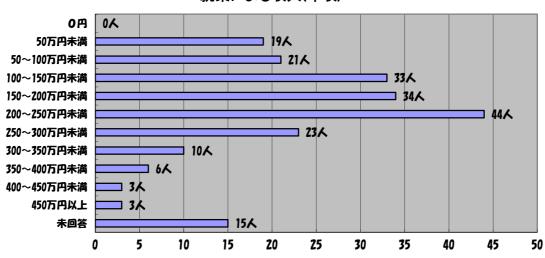


(6)世帯の収入

生計の主なものとして、「就業による収入」が最も多く、次いで「児童扶養手当」、「児童手当」となっています。

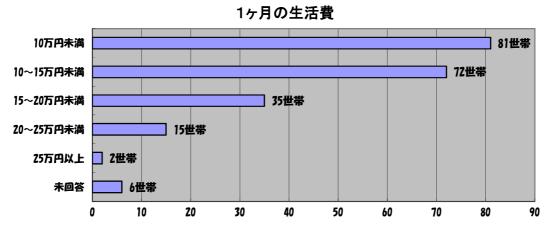


就業による年間の収入では、200万円~250万円が最も多くなっています。



就業による収入(年収)

1ヶ月の生活費は「10万円未満」が38.4%で、同じく「10~15万円未満」が34.1%となっており、全体の72.5%を占めています。

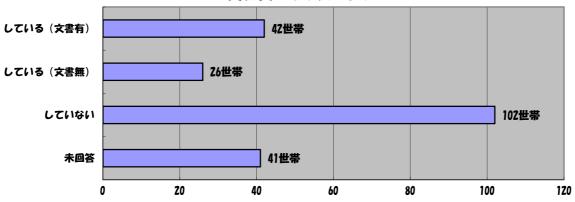


(7)養育費の状況

養育費の取り決め状況は、「している」が32.2%と全体の3分の1ほどと取り決めが低い状況が見受けられますが、前回調査より約10%上昇しています。

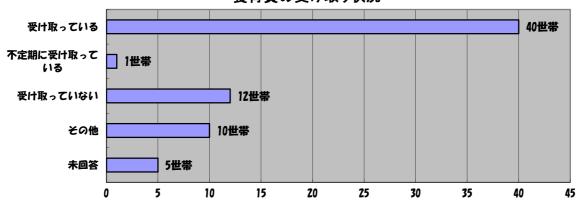
「していない」理由としては「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く、続いて「つながりを持ちたくない」となっています。

養育費の取り決め状況



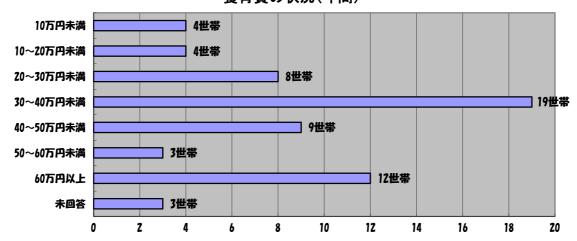
養育費の受け取り状況は、「受け取っている」が60.1%となっています。前回調査より11.3%上昇しましたが、取り決めをしているにもかかわらず、約4割が受け取っていない状況が伺えます。

養育費の受け取り状況



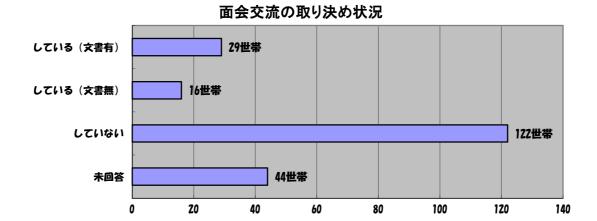
養育費の状況は、「30万円~40万円未満」が最も多く、続いて「60万円以上」となっています。

養育費の状況(年間)

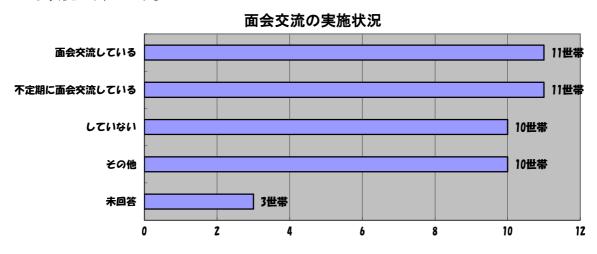


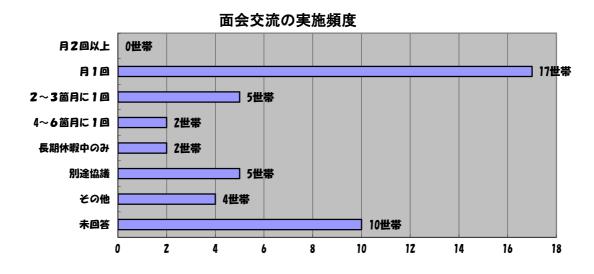
(8)面会交流の状況

面会交流の取り決め状況は、「している」が21.3%と、前回調査より2.8%上昇したが、全体の5分の1ほどと取り決めが低い状況が見受けられます。



面会交流の実施状況は、「面会交流している」が48.9%と約半分が面会交流を行っている状況が伺えます。

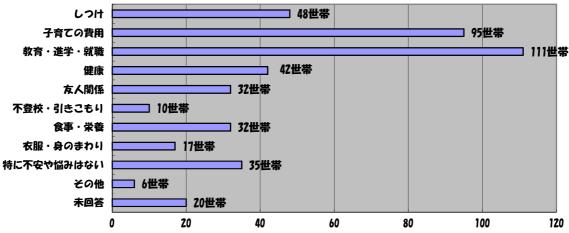




(9)ひとり親家庭等の不安や悩み

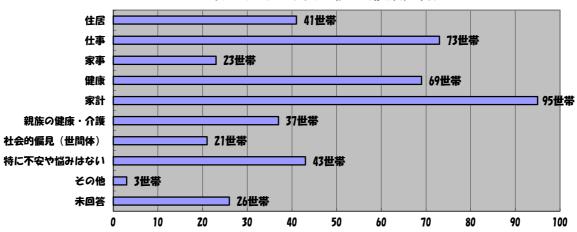
子どもに関する不安や悩みは、「教育・進学・就職」が24.8%と最も多く、次いで「子育ての費用」が21.2%となっています。

子どもに関する不安や悩み(複数回答)



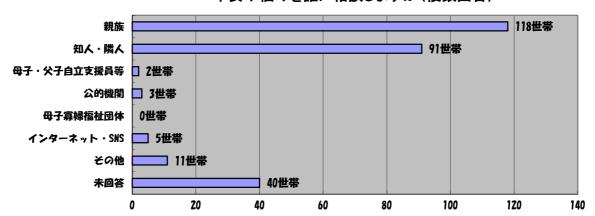
子育て以外の不安や悩みは、「家計」が22.0%と最も多く、次いで「仕事」が16.9% となっています。「特に不安や悩みはない」世帯は前回調査28世帯から43世帯と増加し ています。

子育て以外の不安や悩み(複数回答)



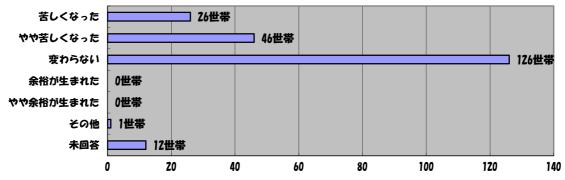
不安や悩みを相談する相手は、「親族」が43.7%と最も多く、次いで「知人・隣人」が33.7%となっています。

不安や悩みを誰に相談しますか(複数回答)



新型コロナウイルス感染症の経済的変化は、59.7%が「変わらない」と回答しま した。「苦しくなった」「やや苦しくなった」と回答した34.1%の就業の状況は、 正職員・パートともに大きな偏りはありません。

新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的な変化はありましたか



(10)ひとり親家庭等の就業状況

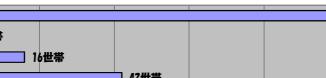
ひとり親家庭等の就業率は88.6%、無職が11.4%、となっています。また、現在仕事 に就いていない人(11.4%)については、子どもが小さいことや療養中で就業が困難な 状況、職場が見つからないとなっています。

①現在の職業の就業形態

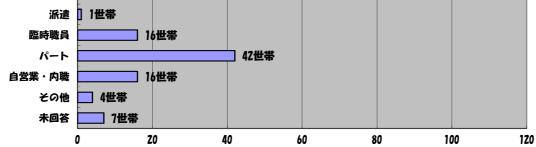
正社員・職員

就業形態は、「正社員・職員」が54.0%と最も多く、次いで「臨時職員」、パート」 を合わせた非正規社員(職員)は31.0%となっています。

現在の就業形態



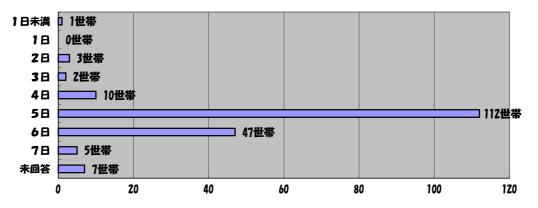
101世帯



②1週間の就業日数

1週間の就業日数は、「5日」が60.0%と最も多く、次いで「6日」が25.1%となっ ています。

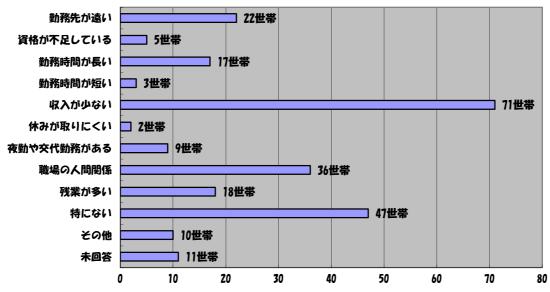
1週間の就業日数



③仕事の不安や悩み

仕事での不安や悩みは、「収入が少ない」が28.3%と最も多く、次いで「特にない」が18.7%となっています。

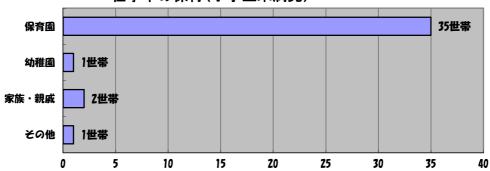
仕事の不安や悩み(複数回答)



④仕事中の保育

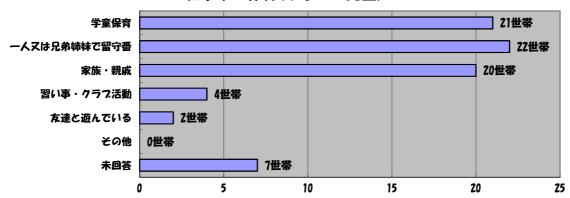
仕事中の保育(小学生未満児)は、「保育園」「幼稚園」合わせてが92.3%と 9割を超えています。

仕事中の保育(小学生未満児)



仕事中の保育(小学生の児童)は、「一人又は兄弟姉妹で留守番」が28.9%と最も多く、次いで「学童保育」が27.6%となっています。

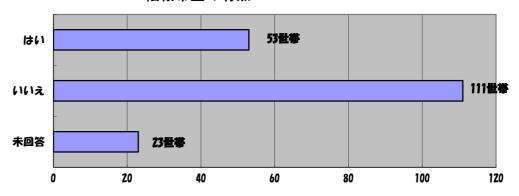
仕事中の保育(小学生の児童)



⑤転職希望

転職希望の有無は、「はい」が28.3%となっており、「いいえ」が59.4%と半分以上が 転職を望んでいないようです。

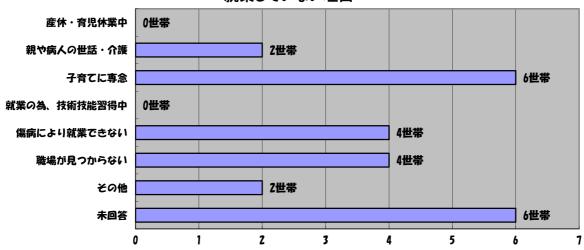
転職希望の有無



⑥就業していない理由

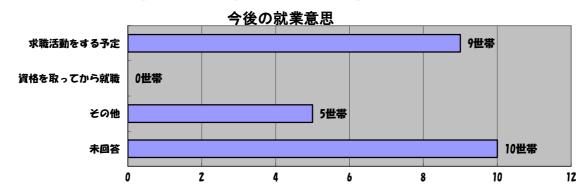
就業していない理由は、「子育てに専念」が25.0%と最も多く、次いで「傷病により 就業できない」「職場が見つからない」が16.7%となっています。

就業していない理由



⑦今後の就業意思

今後の就業意思は、「求職活動をする予定」が37.5%であり、「その他」の理由 として「高齢のため」「親の介護」「条件が合えば」となっています。



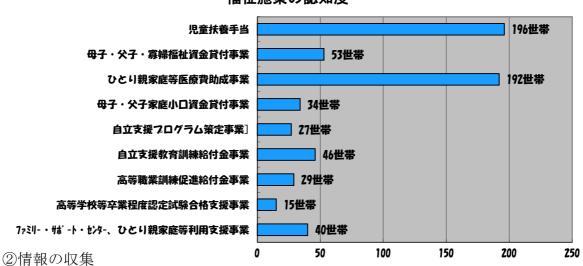
(11)福祉施策等について

福祉施策について、「児童扶養手当」「ひとり親家庭等医療費助成事業」は9割を超える認知率となっています。また、40.0%が行政からの通知又は行政職員との相談の中で情報を得ています。

①福祉施策の認知度

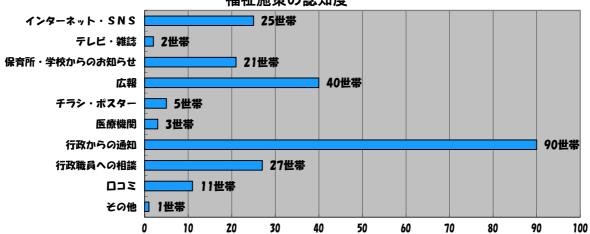
「児童扶養手当」92.9%、「ひとり親家庭等医療費助成制度」91.0%と行政から通知される事業は高い認知率となっています。

福祉施策の認知度



「行政からの通知」40.0%、「広報」17.8%となっています。

福祉施策の認知度



③相談窓口について

相談窓口を利用したことのある世帯は17.8%となっています。

相談窓口について



2. ひとり親家庭等の課題

(1) 子育てと生活に関する課題

ひとり親家庭等では、中学校までの子どもを抱える家庭が 69.2%を占め、子ども 以外の同居者がいない家庭が 59.2%と家事や育児で協力を期待することが困難な 状況にあります。

また、子どもの「教育・進学・就職」や「子育ての費用」への不安や悩みを持つ親が多くおり、子育て支援策の充実や生活状況の支援策が必要であると考えられます。

(2) 就業に関する課題

ひとり親家庭等の就業率は、88.6%となっています。しかし、「臨時職員」や「パート」の非正規社員が31.0%、年間収入「150万円から250万円」の方が37.0%、「収入が少ない」と仕事の不安や悩みを持つ親が多くおり、「自立支援プログラム策定事業」など一人ひとりに合わせた就労支援や、就業へと結び付く資格の取得等の支援策の情報提供が必要であると考えられます。

(3) 経済的支援に関する課題

ひとり親家庭等の年間収入「150万円から250万円」が約4割と経済的に厳しい 状況にあると言えます。児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成等の経済的 支援を実施し約9割が事業認知しているものの、他経済的支援制度の認知率は低く、 情報提供を行うほか、経済面への支援策が必要であると考えられます。

(4)養育費等に関する課題

ひとり親家庭等で、養育費の取り決めをしている家庭は前回調査より 9.7%上昇しましたが、32.2%と低く、取り決めをしていない理由として「相手に支払う意思や能力がない」「相手とつながりを持ちたくない」など、養育費の確保に消極的な傾向にあります。

また、面会交流の取り決めをしている家庭は21.3%と低くなっています。養育費や面会交流は、経済状況の安定や、子どもの健全な育成にも結び付くことから、養育費や面会交流の取り決めの普及や啓発が継続して必要であると考えられます。

(5) 相談体制等に関する課題

ひとり親家庭等で、不安や悩みを相談する相手は「親族」「知人・隣人」が 77.4% を占め、公的機関等への相談は少ない状態にあります。

新型コロナウイルス感染症等の経済的な変化について「苦しくなった」「やや苦しくなった」と回答した世帯は34.1%ありましたが、相談窓口を利用したことのある世帯は17.8%と低くなっています。

相談窓口の周知が必要となっています。

(6)情報の提供に関する課題

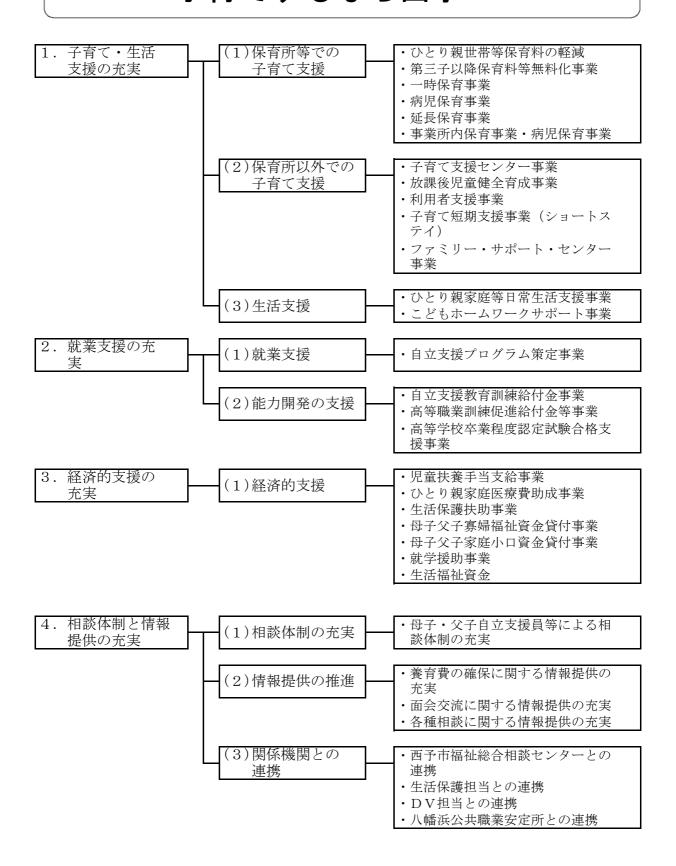
学童以外で子どもを預けることができる場所が欲しい・土日祝日等に子どもを預けたいなど、ファミリーサポート事業を利用すれば解決できるような要望も多いことが分かりました。

各種施策の認知度も低い状態にあり、制度があることを知らない保護者が多数おられることから、関係機関・関係団体との連携強化を図り、更なる各種施策等の情報提供の発信や相談体制の検討を行い、支援体制の充実が必要であると考えられます。



将来像

子育でするなら西予



1. 子育て・生活支援の充実

(1)保育所等での子育て支援

事業名等	事業内容・方針
ひとり親世帯等保育料の軽減	保育料について、市民税所得割税額77,101円未満の世帯で、生計が同じで扶養している児童が保育所等に通う場合に第一子半額、第二子以降無料とする軽減を実施しています。
	第三子以降の保育料について、子どもを3人以上扶養していて 市民税所得割税額301,000円未満の滞納のない世帯で、第三子以 降の児童が保育所等に通う場合に第三子以降の保育料等を無料と する軽減を実施しています。
一時保育事業	西予市に住所を有する就学前児童であって、保護者の疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所等で一時預かりする事業で、しろかわ保育所、うわまち未来こども園、宇和保育園の3箇所で実施しています。
病児保育事業	児童が病気の治療中や回復期にあって、集団保育が困難で、保護者がやむを得ない事情により家庭で保育ができない場合の児童を保育所等で預かる事業で、うわまち未来こども園、ひまわり保育園、スマイル保育園の3箇所で実施しています。
延長保育事業	通常の保育時間である11時間の開所時間を越えて、児童を保育 所等で預かり保育を行う事業で、宇和保育園、ひまわり保育園、 うわまち未来こども園の3箇所で実施しています。
事業所内保育事業・病児保育事業	市民病院隣接地において、事業所内保育と病児保育を実施する 保育所を開設しています。

(2)保育所以外での子育て支援

1	事業名等	事業内容・方針
	育 て 支 援 ター事業	児童を保育所等に預けていない保護者と児童を対象に、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行い、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の支援活動の推進を行う事業で、コスモス館(コアラルーム)、宇和保育園(宇和保育園地域子育て支援センター)、宇和児童館(連携施設うわっこ)の3箇所で実施しています。
	果後児童	昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学校に就学している児童(1年生~6年生)を対象に、授業の終了後に適切な遊びや安全安心な生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業で、トトロクラブ、すこやか児童クラブ、のむらキッズ、明下田クラブ、ななほし中川、おれんじクラブ、しろかわキッズ、なかよしクラブ、てっぺん広場の9箇所で実施しています。また、放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、市民税非課税世帯等を対象に保護者負担金の一部を助成します。

利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。当市では令和2年度まで本事業未実施でしたが、令和3年度より、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行うための「西予市子育て世代包括支援センター事業」と、小学校就学前の児童の保護者に対し、保育サービスに係る情報の収集・提供、相談対応、利用の支援・援助等を行う「西予市保育コンシェルジュ事業」の2事業を開始しています。
子 育 て 短 期 支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に母親と児童を保護し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業で、ひまわりの家の1箇所で実施しています。 市民税非課税世帯等に該当する場合は、利用負担金の軽減を実施しています。
ファミリー ・サポート ・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を対象として子育ての援助を受けたい者(依頼会員)と子育ての援助を行いたい者(提供会員)を登録し、援助が必要となった場合に両者の斡旋等の支援を行う事業です。 ひとり親家庭等に該当する場合は、利用負担金に対する助成を実施しています。

(3)生活支援

事業名等	事業内容・方針
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由 や疾病などの事由により、一時的な生活援助、保育サービスが必 要な場合に、その生活を支援する者の派遣(有料)を行う事業で す。 ひとり親家庭で市民税非課税世帯等に該当する場合は、利用負 担金の軽減を実施しています。
	生活困窮世帯の児童(小学生、中学生)を対象に、支援員が週 1回程度の家庭訪問を行い、学習支援等を実施している事業で す。

2. 就業支援の充実

(1)就業支援

事業名等	事業内容・方針
	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立 支援員が個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、公共 職業安定所等の関係機関と連携して継続的な自立・就労支援を推 進している事業です。

(2)能力開発の支援

事業名等	事業内容・方針
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親を対象に、教育訓練給付の指定教育訓練講座 を受講した場合に、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金とし て支給する事業です。
高等職業訓練促 進給付金等事業	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	家語座の文語を修丁した場合に文語科の一部を文語修丁時紀刊金 レーマー 初史] 数字記録に入牧工を担合に入牧時紀代会な古公子を再業

3. 経済的支援の充実

(1)経済的支援

(1) 腔併的又饭	
事業名等	事業内容・方針
児童扶養手当 支給事業	ひとり親家庭等を対象に、生活の安定と自立の促進に寄与し、 児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する事 業です。
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、保健の向上と福祉の増進に寄与し、 経済的負担の軽減を図るために、保険診療による医療費の自己負 担分を助成する事業です。
生 活 保 護 扶 助 事 業 (福 祉 課)	生活困窮者を対象に、経済的な援助を行うとともに、様々な社 会的資源を活用しながら、自立できるように支援を行う事業で す。
	ひとり親家庭等を対象に、経済的自立を図り、児童の福祉を増進するための資金貸付制度で、12種類の資金を貸付する事業です。
小 口 資 金	ひとり親家庭等を対象に、自立更生、生業資金の融通に役立 ち、教育費等の臨時支出の際等の、一時的な生計の調整に必要な 小口資金を貸付する事業です。
就学援助事業(学校教育課)	経済的な理由で就学が困難な、小・中学校児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る制度です。
生活福祉資金	各種資金の貸付と民生委員による生活支援により、安定した生活が営めることを目的とした資金を貸付する制度です。

4. 相談体制と情報提供の充実

(1)相談体制の充実

(= /	
事業名等	事業内容・方針
	母子・父子自立支援員等による、生活、住居、子どもの養育等 の様々な相談に応じ、適切な助言や情報提供を推進するなど、相 談支援体制の充実に努めます。

(2)情報提供の推進

	事	業名	等		事業内容・方針				
養に提	1 4 /	費の	確情充		児童扶養手当申請の相談時や現況届時に、養育費相談支援センターの紹介やパンフレット等により養育費確保の啓発や相談の充実に努めます。				
面関提	会す供	交るの	流情充	に報実	児童扶養手当申請の相談時や現況届時に、養育費相談支援センターのパンフレット等により面会交流の啓発や相談の充実に努めます。				

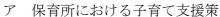
(3)関係機関との連携

	事業	名等		事業内容・方針					
	予市 談 セ の		<u> </u>						
生と	活 保 の	護 担	当携	ひとり親家庭等においては、経済的に厳しい状況に置かれている家庭も存在することから、生活困窮者への支援を円滑に行うため生活保護担当との連携の強化に努めます。					
D と	V O	担連	当携	配偶者等からのDV被害が原因となり、ひとり親家庭等となる家庭も存在することから、DV被害者への支援を円滑に行うためDV担当との連携の強化に努めます。					
	幡浜4 定所 3								

第4章 第2期計画の実績と3期計画の見込み

1. 子育てと生活支援

(1)子育て支援策の推進





	事業名等							平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和8年度見 込み
-	時 保	育事	業	実 利	施用	箇 者	所 数	1箇所 546人	1箇所 617人	3箇所 852人	3箇所 990人
病保	児 • 育	病 後 事	児業	実 利	施用	箇 者	所 数	1 箇所 2 6 9 人	2箇所 815人	3箇所 638人	3箇所 1300人

イ 保育所以外での子育て支援

事業名等		平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和8年度見 込み
子育て支援センター	施酱所	2箇所	2箇所	3 箇所	3箇所
放課後児童健全育 実成 事業 利	施 箇 所 用 者 数	4箇所 102人	6 箇所 1 7 2 人	9箇所 315人	9箇所 350人
ポート・センターっち、	順 会 員 数 ひとり親家庭等 成登録者数			3 2人 1人	5 0 人 5 人

[※]ファミリー・サポート・センター事業は平成28年度から開始しています。

(2)生活支援策の推進

事業名等	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和8年度見
	実績	実績	実績	込み
ひとり親家庭等日常生活支援事業 利用者登録人数	42人	25人	2人	2人

2. 就業支援

(1)就業に対する相談・支援体制の充実

事業				平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和8年度見 込み	
母子・父子自立支 援員による相談	相	談	件	数	5 3 件	41件	10件	20件
自立支援プログラム策定事業の実施	利	用	者	数	_	1人	7人	8人

(2)より良い就業に向けた能力開発の支援

事業				平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和8年度見 込み	
自立支援教育訓練給 付金事業	利	用	者	数	2人	1人	0人	1人
高等職業訓練促進給 付金等事業	利	用	者	数	0人	0人	1人	2人

3. 養育費の確保

	事業名等								平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和8年度見 込み
養の	育	費 推	確	保進	相	談	件	数	10件	3件	2件	10件

4. 自立へ向けての経済的支援

事業	名等	平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和8年度見 込み
児 童 扶 養手 当 の 給 付	受給資格者数	369人	348人	278人	300人
ひとり親家庭医療費の助成	受 給 者 数	734人	721人	622人	650人
母子父子寡婦福祉 資 金 の 貸 付 事 業	申 請 件 数	10件	7件	2件	5件

[※]母子家庭医療費の助成及び母子寡婦福祉資金の貸付は、平成27年度より父子にも拡充して実施しています。

5 相談体制と情報提供の充実

事業名等	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和8年度見
	実績	実績	実績	込み
母子・父子自立支 援員による相談 相 談 件 数	369件	609件	143件	200件

参考資料

- ※ 西予市ひとり親家庭等実態調査票
- ※ 西予市ひとり親家庭等実態調査結果
- ※ 西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱
- ※ 西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿



ひとり親家庭等実態調査

★ 用語の定義★ 【母子家庭・父子家庭】

次のいずれかに該当するものが、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・配偶者と死別あるいは離婚し、現在も婚姻していない者
- ・配偶者の生死が不明な者
- ・配偶者から遺棄されている者(遺棄とは:父又は母が児童と同居しないで監護義務をまったく破棄している場合)
- ・配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない者
- ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けないためその扶養が受けられない者
- ・婚姻によらないで、母又は父となった者

【寡婦】

- ・かつて母子家庭の母であった者で、子どもが成長し、現在も配偶者のない状態にある者 【児童】
- ・満20歳未満の子どもで未婚の者をいう

【ひとり親家庭】

・母子家庭及び父子家庭

【ひとり親家庭等】

□ 祖父•祖母

□ いない

• 母子家庭及び父子家庭、並びに寡婦



アンケートは、全部で6ページとなっておりますので、ご協力お願いします。 次の質問のあてはまる項目の口にチェックをしてください。 「その他」に該当するときはできるだけ詳しくご記入ください。

ı	ての他」に該当りるころは	いできるだけ許しくこむん	人く/こさい。	
1	あなたは次のどの項目に該当し)ますか?		
	□ 母子家庭□ 父子家庭□ その他(□ 寡婦)
2	ひとり親家庭になったときのを (注)配偶者と2回以上離婚又は 以下の質問についても同様	死別している場合は、もっとも	•	言さい。
	□ 20歳未満 □ 30~34歳 □ 45~49歳	□ 20~24歳 □ 35~39歳 □ 50~54歳	□ 25~29歳 □ 40~44歳 □ 55歳以上	
3	あなたの現在の年齢について、	どの項目にあてはまります	か?	
	□ 20歳未満 □ 30~34歳 □ 45~49歳	□ 20~24歳 □ 35~39歳 □ 50~54歳	□ 25~29歳 □ 40~44歳 □ 55歳以上	
4	ひとり親家庭となった理由はと []内は当てはまる項目に〇		?	
	□ 離婚・・[性格の不一致・糸□ 未婚の母□ 遺棄□ 死別□ その他(経済的理由・配偶者による暴	力・その他])
6	あなたの世帯の世帯人数は何人	、ですか?(同居しているす	べての人数)	
	()人			
6	同居の家族は子ども以外にどな (複数回答可)	たがいらっしゃいますか?		
	□ 実父・実母	□ 義父・義母	□ 兄弟姉妹	

□ その他

⑦ あなたの子どもの同居、別居別の人数は何人ですか?

番号に○をつける	同居	別居
1 乳児(O歳児)		
2 幼児(1歳~小学校入学前)		
3 小学校1年生~3年生		
4 小学校4年生~6年生		
5 中学生		
6 高校生		
7 短大生・大学生		
8 専門学校生・その他の学生		
9 就職し、自立した子ども		
10 その他		



	5 中学生						
	6 高校生						Ę
	7 短大生・大学生						
	8 専門学校生・その他の学生						1
	9 就職し、自立した子ども						
	10 その他						
®-1	あなたの現在の住居について、	ඵග	項目にあてはまりま	ますか	?		
	□ 持ち家(本人名義) □ 実家などに同居 □ その他(持ち家(その他名詞 公営住宅			借家 (アパート・マンション含む) 間借り)	
®-2	家賃をお支払の方のみ回答して	くだ	さい。家賃は月額い	165	ਦ ਭ	⁻ か?	
	□ 1万円未満□ 3~4万円未満□ 6~7万円未満		1~2万円未満 4~5万円未満 7万円以上			□ 2~3万円未満□ 5~6万円未満	
9	あなたの世帯の収入の種類は何 (複数回答可)	です	か?				
	□ あなたの収入□ 養育費□ 家族の収入		児童扶養手当 生活保護費 年金			児童手当 親・親族からの援助 その他()	
10−1	あなたの就業による収入は年間	161<	らですか?				
	□ 50万円未満	П	50~100万円未満	請		□ 100~150万円未満	
	□ 150~200万円未満		200~250万円未	_		□ 250~300万円未満	
	□ 300~350万円未満		350~400万円未			□ 400~450万円未満	
	□ 450万円以上						
10-2	就業による収入以外の収入はい (複数回答可)	<5	ありますか?				
	□ 児童手当・児童扶養手当な	سّل					
	□ 養育費	_					
	□ 親族からの援助						
	□ 年金						
	□ 生活保護費						
	□ その他()						
	_ ,	総智	A			円	
10-3	あなた以外(同居の家族)の、 (わかる範囲でお答えください	就業 。)	による収入は年間い (複数回答可)	165	あり	ますか?	
	□ 実父・実母		義父・義母			兄弟姉妹	
	□ 祖父•祖母		その他()			
		総智	頂 [
11)	1ヶ月の生活費はいくらくらい	です	か?				
	□ 10万円未満		10~15万円未満			15~20万円未満	
	□ 20~25万円未満		25万円以上		_	= -, - , -, -	

12-1	養育費の受給の取り決めをしていますか?	
	□ 文書で取り決めをしている□ 文書なしで取り決めをしている□ 取り決めをしていない	*
12-2	⑩-1で「取り決めをしている」と答えた方のみ回答してください。 取り決めをしている養育費の受け取り状況はどの項目にあてはまりますか?	
	□ 取り決めのとおり受け取っている□ 不定期に受け取っている□ 受け取ったことはあるが、今は受け取っていない□ その他(
12-3	養育費を受け取ったことがある方のみ回答してください。養育費は年間いくらですか?	
	□ 10万円未満 □ 10~20万円未満 □ 20~30万円未満 □ 30~40万円未満 □ 40~50万円未満 □ 50~60万円未満 □ 70~80万円未満 □ 80万円以上	
12-4	⑪ー1で「取り決めをしていない」と答えた方のみ回答してください。 「取り決めをしていない」理由にもっとも近いものはどの項目ですか?	
	□ 相手に支払う意思や能力がないと思った □ 相手に養育費を請求できるとは思わなかった □ 子どもを引き取ったほうが養育費を負担すると思った □ 取り決めの交渉をしたがまとまらなかった □ 現在交渉中または今後交渉予定 □ 相手とつながりを持ちたくない □ 自分の収入等で経済的に問題ない □ 取り決めの交渉等がわずらわしい □ その他()
⅓ −1	面会交流の取り決めをしていますか?	
	□ 文書で取り決めをしている□ 文書なしで取り決めをしている□ 取り決めをしていない	
13-2	⑬-1で「取り決めをしている」と答えた方のみ回答してください。 取り決めしている面会交流の状況はどの項目にあてはまりますか?	
	□ 取り決めのとおり面会交流している□ 不定期に面会交流している□ 面会交流したことはあるが、今は面会交流していない□ その他()
13-3	⑬-1で「取り決めをしている」と答えた方のみ回答してください。 取り決めしている面会交流の頻度はどの項目にあてはまりますか?	
	□ 月2回以上□ 日1回以上□ 2~3箇月に1回□ 長期休暇中のみ□ 別途協議□ その他()
14)	子どもに関する不安や悩みはありますか?(複数回答可)	
	□ しつけ □ 子育ての費用 □ 教育・進学・就職 □ 健康 □ 友人関係 □ 不登校・ひきこもり □ 食事・栄養 □ 衣服・身のまわり □ 特に不安や悩みはない □ その他()
15	子育て以外の不安や悩みはありますか?(複数回答可)	
	□ 住居 □ 仕事 □ 家事 □ 健康 □ 家計 □ 親族の健康・介護 □ 社会的偏見(世間体) □ 特に不安や悩みはない □ その他()
16)	不安や悩みについて誰に相談しますか?(複数回答可)	,
•	□ 親族 □ 知人・隣人 □ 母子・父子自立支援員等 □ 公的機関 □ 母子寡婦福祉団体 □ インターネット・SNS □ その他()	

17)	新型コロナウイルス感染症等の影響					ましたか?		
	□ 苦しくなった□ 余裕が生まれた] かか] かか	苦しくなった 余裕が生まれた		変わらない その他()	
18)	現在行われている福祉施策につ いて、当てはまる全ての欄に〇			る、	又は利用し	たことのを	る制度・施	策につ
								_
	項目		知っているもの	利	J用したことの あるもの		引用したい もの	
1.	児童扶養手当							
2.	ひとり親家庭等医療費助成事業							
3.	母子父子寡婦福祉資金貸付事業							
4	母子•父子家庭小口資金貸付事業							
5.	自立支援教育訓練給付金事業							
6.	高等職業訓練促進給付金事業							
7.	高等学校等卒業程度認定試験合格支援	後事業						
8.	自立支援プログラム策定事業							
-	ファミリー・サポート・センター 家庭等利用支援事業	ひと						
(19)	福祉施策について、どのように知□ インターネット・SNS □ 広田□ 広報 □ 行政からの通知 □ その他] テレ] チラ	ビ・雑誌 シ・ポスター		保育所・学校 医療機関 口コミ	をからのお知	らせ	
20	市のひとり親家庭等に対する支援	制度にこ	ついて、満足してい	ます	か?			
			満足 不満		どちらとも言 その他(えない)	
21)	相談窓口について、利用したこと □ 利用した □ 利用した □ 利用したことがない	はありる	ますか?					
22] 西予	目談されましたか? 市福祉総合相談セン 所・学校				t T	
23	相談内容は解決しましたか? □ 解決した □ 解決しなかった						A San July	AMO AMO
24)	ひとり親家庭等に関してどのよう 具体的にご記入ください。	な制度な	があればいいと思い	ます	か?			1xelle

現在「就業している」方のみご回答ください。 あなたの就業形態はどの項目にあてはまりますか? □ 正社員・職員 □ 派遣 □ 臨時職員 ロパート □ 自営・内職 □ その他() 一週間の就労日数はどのくらいですか? □ 1日未満 □ 4⊟ □ 5⊟ □ 2日 □ 6⊟ □ 3⊟ □ 7日 現在の仕事についての不安や悩みはありますか? (複数回答可) 3 □ 資格が不足している。 □ 勤務先が遠い 具体的にどんな資格ですか? □ 勤務時間が長い (□ 勤務時間が短い) □ 職場の人間関係 口 収入が少ない □ 夜勤や交代勤務がある □ 休みが取りにくい □ 残業が多い □ 特に不安や悩みはない □ その他(小学生未満の子どもがいる方のみ回答してください。 仕事中の保育についてどの項目に当てはまりますか? (複数回答可) □ 保育園 □ 家族・親戚 □ 幼稚園 □ その他() 小学生の子どもがいる方のみ回答してください。 仕事中の放課後の子どもはどの項目に当てはまりますか? □ 1人、または兄弟姉妹で留守番 □ 習い事・クラブ活動 □ 家族・親戚 □ その他() □ 友達と遊んでいる 転職したいと思っていますか? □ はい □ いいえ 6で「はい」と答えた方のみ回答してください。 転職したい理由を具体的にご記入ください。(複数回答可) □ 勤務先が遠い □ 職場の人間関係 □ 勤務時間が長い □ 勤務時間が短い □ 夜勤や交代勤務がある □ 休みが取りにくい □ 資格が生かせない□ 収入が少ない□ 残業が多い

□ その他(



)

現在「就労していない」方のみご回答ください。

1	就労していない理由について当てはまるものはどの項目ですか?		
	□ 産休・育児休業中である □ 親や病人の世話・介護 □ 子育てに専念するため □ 就労のため技術・技能習得中 □ 傷病により就労できない □ 職場が見つからない □ その他()	
2	今後の就労について、あてはまるものはどれですか?		
	□ 就職活動をする予定である□ 資格を取ってから就職するつもりである□ その他()
3	今後どのような仕事につきたいと思いますか?(複数回答可)		
	□ 専門・技術職 (看護師・保育士・介護福祉士・建築(土木)技術者・測量士等) □ 管理的職業 (会社の管理職員等) □ 事務的職業 (総務事務・医療事務・検針員・金融(保険)事務員等) □ 販 売 業 (スーパー店員・コンビニ店員・保険募集人等) □ サービス業 (ホームヘルパー・美容師・理容師・調理人等) □ 保 安 業 (警備員) □ 農林水産業 (みかん採取・養豚(養鶏)作業者・魚類養殖作業者等) □ 運輸・通信業 (バス運転手・タクシー運転手・トラック運転手等) □ その他(
4	希望の職業に就くためにどのような資格を取りたいですか? また、その資格を取るために、どのような制度があったらいいと思いますか? 具体的にご記入ください。		



ご協力ありがとうございました。

西予市ひとり親家庭等実態調査結果

配布数	395	回収数	211	回収率	53.4%
-----	-----	-----	-----	-----	-------

ひとり親家庭になったときの年齢

	母子	父子	寡婦	合計
20歳未満	1	0	0	1
20~24歳	17	3	1	21
25~29歳	33	2	3	38
30~34歳	52	7	6	65
35~39歳	38	2	6	46
40~44歳	16	3	4	23
45~49歳	7	1	1	9
50~54歳	3	0	0	3
55歳以上	1	0	0	1
未回答	3	0	1	4
合計	171	18	22	211

現在の年齢

2012 1 BP				
	母子	父子	寡婦	合計
20歳未満	1	0	Ο	1
20~24歳	2	0	Ο	2
25~29歳	9	1	1	11
30~34歳	26	3	0	29
35~39歳	37	3	1	41
40~44歳	42	7	Ο	49
45~49歳	35	4	3	42
50~54歳	10	0	Ο	10
55歳以上	8	0	17	25
未回答	1	0	0	1
合計	171	18	22	211

ひとり親家庭になった理由

しこう税多姓になった珪田								
	母子	父子	寡婦	合計				
離婚	138	16	11	165				
未婚の母	18	0	1	19				
遺棄	Ο	Ο	0	0				
死別	13	1	9	23 3				
その他	2	1	0	3				
未回答	0	0	1	1				
合計	171	18	22	211				

その他の内訳

- 母に障害がある為
- 病気
- ・実弟の離婚

世帯の人数

	母子	父子	寡婦	合計
1人	10	0	11	21
2人	51	5	3	59
3人	54	3	0	57
4人	29	5	3	37
5人	19	4	1	24
6人	5	1	1	7
7人以上	1	0	0	1
未回答	2	0	3	5
合計	171	18	22	211

子ども以外の世帯構成者(複数回答)

	母子	父子	家庭	合計
実父・実母	51	10	2	63
義父•義母	1	0	2	3
兄弟姉妹	17	3	0	20
祖父•祖母	10	0	0	10
いない	108	7	10	125
その他	1	0	1	2
未回答	3	0	7	10
合計	191	20	22	233

1世帯あたりの子どもの数

	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
母子	Ο	72	65	21	7	2	167
父子	Ο	4	9	4	0	0	17
寡婦	6	5	5	5	0	1	22
合計	6	81	79	30	7	3	206

現在の住居

<u> </u>				
	母子	父子	寡婦	合計
持ち家(本人名義)	11	4	10	25
持ち家(その他名義)	39	8	5	52
借家(アパート・マンション含む)	53	2	2	57
実家	35	2	2	39
公営住宅	31	1	1	33
間借り	1	0	О	1
その他	Ο	Ο	О	0
未回答	1	1	2	4
合計	171	18	22	211

家賃はいくらですか?

	母子	父子	寡婦	合計
1万円未満	5	1	Ο	6
1~2万円未満	25	1	1	27
2~3万円未満	9	1	2	12
3~4万円未満	11	0	1	12
4~5万円未満	18	1	1	20
5~6万円未満	22	Ο	Ο	22
6~7万円未満	7	Ο	Ο	7
7万円以上	0	Ο	Ο	0
未回答	2	0	Ο	2
合計	99	4	5	108

あなたの生計の主なもの(複数回答)

SOCIETATION CONTRACTOR				
	母子	父子	寡婦	合計
あなたの収入	155	17	13	185
児童扶養手当	122	14	2	138
児童手当	109	10	2	121
養育費	38	0	1	39
生活保護費	1	0	0	1
親・親族からの援助	7	1	0	8
家族の収入	11	1	1	13
年金	20	1	13	34
その他	2	0	0	2
未回答	2	1	1	4
合計	467	45	33	545

あなたの就業による収入はいくらですか

	母子	父子	寡婦	合計
O円	0	0	0	0
50万円未満	15	0	4	19
50~100万円未満	16	1	4	21
100~150万円未満	28	1	4	33
150~200万円未満	29	2	3	34
200~250万円未満	38	3	3	44
250~300万円未満	16	6	1	23
300~350万円未満	8	2	Ο	10
350~400万円未満	5	1	Ο	6
400~450万円未満	3	0	Ο	3
450万円以上	2	1	0	3
未回答	11	1	3	15
合計	171	18	22	211

あなた以外の就業による収入は?(複数回答)

	母子	父子	寡婦	合計	
実父・実母	27	6	2	35	
義父•義母	0	0	2	2	
兄弟姉妹	9	2	1	12	
祖父•祖母	3	0	0	3	
その他	2	0	1	3	
未回答	136	11	17	164	
合計	177	19	23	219	

あなた以外の就業による収入はいくらですか

	母子	父子	寡婦	合計
O円	0	0	0	0
50万円未満	3	1	Ο	4
50~100万円未満	4	1	Ο	5
100~150万円未満	2	0	Ο	2
150~200万円未満	0	Ο	Ο	0
200~250万円未満	1	1	Ο	2
250~300万円未満	0	Ο	Ο	0
300~350万円未満	0	Ο	Ο	0
350~400万円未満	1	0	0	1
400~450万円未満	2	Ο	Ο	2
450万円以上	2	Ο	1	3
未回答	19	4	3	26
合計	34	7	4	45

就業による収入以外の収入は? (複数回答)

<u> </u>					
	母子	父子	寡婦	合計	
児童手当・児童扶養手当	143	13	3	159	
養育費	42	Ο	1	43	
生活保護費	0	0	0	0	
親・親族からの援助	5	Ο	0	5	
年金	13	1	13	27	
その他	3	1	0	4	
未回答	16	4	7	27	
合計	222	19	24	265	

その他の内訳

- ・コロナ
- 奨学金
- 配当金
- 生命保険

1ヶ月の生活費

<u> </u>				
	母子	父子	寡婦	合計
10万円未満	61	10	10	81
10~15万円未満	61	2	9	72
15~20万円未満	31	2	2	35
20~25万円未満	13	2	0	15
25万円以上	1	1	0	2
未回答	4	1	1	6
合計	171	18	22	211



養育費について

養育費の取り決めをしていますか?

	母子	父子	寡婦	合計
している(文書有)	40	1	1	42
している(文書無)	24	1	1	26
していない	81	14	7	102
未回答	26	2	13	41
合計	171	18	22	211

養育費はいくらですか? (年間)

	母子	父子	寡婦	合計
10万円未満	4	Ο	0	4
10~20万円未満	3	Ο	1	4
20~30万円未満	8	Ο	0	8
30~40万円未満	18	0	1	19
40~50万円未満	9	Ο	Ο	9
50~60万円未満	2	Ο	1	3
60万円以上	12	0	0	12
未回答	3	0	0	3
合計	59	0	3	62

取り決めのとおり受け取っていますか?

	母子	父子	寡婦	合計
受け取っている	40	Ο	Ο	40
不定期に受け取っている	0	Ο	1	1
受け取っていない	11	1	Ο	12
その他	8	2	0	10
未回答	5	Ο	Ο	5
合計	64	3	1	68

その他の内訳

- ・受け取っていない(払ってくれない)
- ・受け取らないと取り決めしている
- ・受け取っているのではなく、学資保険、住宅ローン1/2を支払ってもらっている。
- 毎月入ってはいるが、取り決めた金額は入っていない
- ・相手の病気が治ったらとの取り決めだが、全然 治らない

養育費の取り決めをしていない理由

	母子	父子	寡婦	合計
相手に支払う意思や能力がないと思った	32	5	3	40
相手に養育費を請求できるとは思わなかった	3	0	2	5
子どもを引き取ったほうが養育費を負担すると思った	0	0	0	0
取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	4	0	0	4
現在交渉中または今後交渉予定	2	0	0	2
相手とつながりを持ちたくない	26	5	1	32
自分の収入等で経済的に問題ない	1	1	0	2
取り決めの交渉がわずらわしい	5	1	0	6
その他	4	1	1	6
未回答	4	1	0	5
合計	81	14	7	102

その他の内訳

- 接近禁止命令
- 未婚のため
- ・相手の親が阻止した。相手の親とかかわりを断ちたかった。
- 死別です。
- 互いに子がいるから。

而会交流について

面会交流の取り決めをしていますか?

	母子	父子	寡婦	合計
している(文書有)	26	2	1	29
している(文書無)	14	1	1	16
していない	103	13	6	122
未回答	28	2	14	44
合計	171	18	22	211

面会交流の頻度はどのくらいですか?

<u> </u>					
	母子	父子	寡婦	合計	
月2回以上	0	0	0	0	
月1回	15	2	0	17	
2~3箇月に1回	4	0	1	5	
4~6箇月に1回	2	0	0	2	
長期休暇中のみ	2	0	0	2	
別途協議	3	1	1	5	
その他	4	0	0	4	
未回答	10	0	0	10	
合計	40	3	2	45	

その他の内訳

- 今は面会していない
- 音信不通
- 会いたいときに。
- 子供から、連絡をするまで自分からしないと言われた。

取り決めのとおり面会交流していますか?

	母子	父子	寡婦	合計
面会交流している	10	1	0	11
不定期に面会交流している	9	1	1	11
していない	8	1	1	10
その他	10	0	0	10
未回答	3	0	0	3
合計	40	3	2	45

その他の内訳

- 一切会っていない
- まだ面会していない
- ・会う場合は母親(私)に連絡を入れる約束だが、1度も会いたいとの連絡はない。
- 面会していない
- ・コロナ禍までは、定期面会していました。
- ・コロナで、半年に1回だけだった。
- ・連絡なし
- ・したことがない
- ・連絡もないので面会交流はしていない。子供たちも交流、面会等を言わない。



悩み事などについて

子どもに関する不安や悩みありますか? (複数 回答)

<u> </u>				
	母子	父子	寡婦	合計
しつけ	42	5	1	48
子育ての費用	85	7	3	95
教育・進学・就職	95	12	4	111
健康	34	4	4	42
友人関係	26	6	0	32
不登校・引きこもり	7	2	1	10
食事・栄養	26	4	2	32
衣服・身のまわり	12	4	1	17
特に不安や悩みはない	31	4	0	35
その他	5	0	1	6
未回答	7	0	13	20
승計	370	48	30	448

その他の内訳

- 子どものメンタルケア
- 就職
- 発達障害
- 習い事になかなか行かせてあげられない
- ・大人の男性との関わりが少ない。

子育て以外の不安や悩みはありますか?(複数 回答)

	母子	父子	寡婦	合計
住居	34	4	3	41
仕事	62	7	4	73
家事	18	4	1	23
健康	52	8	9	69
家計	84	7	4	95
親族の健康・介護	25	6	6	37
社会的偏見(世間体)	17	3	1	21
特に不安や悩みはない	38	4	1	43
その他	2	0	1	3
未回答	16	0	10	26
合計	348	43	40	431
スの仏の中町				

その他の内訳

- 私が病気で動けなくなったときの家事や子育て を頼ることができるかどうか
- ・母子世帯で安く住める所がない
- 将来のこと

不安や悩みを誰に相談しますか?(複数回答)

19女で図がる誰に他談しよりが! (複数回台)					
	母子	父子	寡婦	合計	
親族	104	7	7	118	
知人•隣人	80	6	5	91	
母子•父子自立支援員等	2	0	0	2	
公的機関	3	0	0	3	
母子寡婦福祉団体	0	0	0	0	
インターネット・SNS	5	0	0	5	
その他	7	3	1	11	
未回答	25	3	12	40	
合計	226	19	25	270	

その他の内訳

- ・誰にも相談しない
- 同僚
- 友人
- 誰にも言えない
- ・同じような環境の方

<u>新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的</u>な変化はありましたか?

	母子	父子	寡婦	合計
苦しくなった	22	3	1	26
やや苦しくなった	39	5	2	46
変わらない	105	9	12	126
余裕が生まれた	0	0	0	0
やや余裕が生まれた	0	0	0	0
その他	1	0	0	1
未回答	4	1	7	12
合計	171	18	22	211

その他の内訳

[・]わからない

	関してどのような制度があればいと思いますか? ・就労相談
就業支援	
子育て支援	・緊急時の育児・送迎に対するサポート ・長期休暇中に利用できる学童保育のようなもの ・土日祝日に子どもを預けることができる場所が欲しい ・学童以外で子どもを預けられる場所 ・親の入院時に子どもを受け入れる施設 ・子の発熱時に預けられる病児保育 ・学童等のひとり親家庭の優先
生活支援	 ・相談などの定期訪問 ・金銭面の相談 ・税金免除 ・収入が激減した際の補助(一定額・一定期間) ・市営住宅などの優先入居 ・住居についての援助 ・家賃補助 ・住居の提供 ・児童扶養手当が必要ないと考える場合、辞退できる制度 ・メンタルサポート ・長期療養中など、やむを得ず就業できない世帯への生活支援金
経済的支援	教育関係 ・ 奨学金制度 ・ 高校生の資金面での支援 医療費助成関係 ・ 医療費無償制度の拡充 手当関係 ・ 学童保育利用料金の補助 ・ 児童手当を高校生まで延長 ・ 病児保育利用額の補助 ・ 児童扶養手当の拡充 ・ ひとり親が平等にもらえる手当(所得制限なし) ・ 手当対象の拡充
その他	・ひとり親医療受給者証の小型化(カードサイズ)目立つのでいや ・スマホやパソコンでの検索や申請ができるしくみ ・養育費を義務化するサポート制度 ・手当支給をこまめにしてほしい

福祉施策等について

	知っている	利用したことがある	今後利用したい	福祉施策の認知の状況
児童扶養手当	43	148	5	196
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	38	8	7	53
ひとり親家庭等医療費助成事業	36	120	36	192
母子•父子家庭小口資金貸付事業	25	1	8	34
自立支援プログラム策定事業]	23	0	4	27
自立支援教育訓練給付金事業	37	4	5	46
高等職業訓練促進給付金事業	25	1	3	29
高等学校等卒業程度認定試験合格支援事業	12	0	3	15
ファミリー・サポート・センター、ひとり親家庭等利用支援事業	33	1	6	40
合計	272	283	77	632

福祉施策について、どのように知りましたか? (複数回答)

	母子	父子	寡婦	合計
インターネット・SNS	23	2	0	25
テレビ・雑誌	2	0	0	2
保育所・学校からのお知らせ	19	2	0	21
広報	33	2	5	40
チラシ・ポスター	5	0	0	5
医療機関	3	Ο	0	3
行政からの通知	73	9	8	90
行政職員への相談	23	3	1	27
	9	1	1	11
その他	0	0	1	1
合計	190	19	16	225

その他の内訳

母親どおしのネットワーク

相談窓口について、利用したことはありますか?

	母子	父子	寡婦	合計
利用した	31	3	1	35
利用したことがない	134	13	15	162
合計	165	16	16	197

利用した方にお聞きします

どの窓口で相談されましたか? (複数回答)

	母子	父子	寡婦	合計	
市役所子育て支援課	27	3	1	31	
西予市福祉総合相談センター	2	0	0	2	
児童館	1	Ο	0	1	
児童相談所	2	Ο	0	2	
保育所•学校	0	0	0	0	
その他	1	Ο	0	1	
合計	33	3	1	37	

その他の内訳

・県外に在住の時に生活福祉課

市のひとり親家庭等に対する支援制度について、満足していますか?

	母子	父子	寡婦	合計
満足	27	4	2	33
やや満足	39	2	4	45
どちらとも言えない	55	5	7	67
やや不満	17	1	Ο	18
不満	29	5	0	34
その他	1	0	0	1
合計	168	17	13	198

その他の内訳

良いと思います

相談内容は解決しましたか?

	母子	父子	寡婦	合計
解決した	22	3	1	26
解決しなかった	6	0	0	6
合計	28	3	1	32

「就業している方」への質問

就業形態は?

	母子	父子	寡婦	合計
正社員・職員	83	13	5	101
派遣	1	0	0	1
臨時職員	14	1	1	16
パート	39	0	3	42
自営業・内職	9	4	თ	16
その他	4	0	0	4
未回答	5	0	2	7
合計	155	18	14	187

その他の内容

• 嘱託職員

1週間の就労日数は?

	母子	父子	寡婦	合計
1日未満	1	0	0	1
1 🖯	0	0	0	0
2日	2	1	0	3
3⊟	2	0	0	2
4⊟	9	0	1	10
5⊟	100	7	5	112
6⊟	34	8	5	47
7日	2	2	1	5
未回答	5	0	2	7
合計	155	18	14	187

仕事についての不安や悩みはありますか? (複数回答)

<u> </u>				
	母子	父子	寡婦	合計
勤務先が遠い	21	1	0	22
資格が不足している	4	0	1	5
勤務時間が長い	13	3	1	17
勤務時間が短い	3	0	0	3
収入が少ない	58	9	4	71
休みが取りにくい	0	0	2	2
夜勤や交代勤務がある	9	0	0	9
職場の人間関係	34	2	0	36
残業が多い	15	2	1	18
特にない	38	4	5	47
その他	7	2	1	10
未回答	7	1	3	11
合計	209	24	18	251

その他の内訳

- 正社員になかなかなれない
- ・収入が不安定
- ・ボーナスがない
- ・農家なので安定していない
- ・人任せにして自ら行動しない人がいる。その分、負担がかかる。
- 退職金がない。
- ・店長の負担が大きい
- ・身体・肉体的に過労
- ・収入が不安定。コロナの影響をもろに受け苦しい。
- 人が少ない

仕事中の保育(小学生未満児)

	母子	父子	寡婦	合計
保育園	33	1	1	35
幼稚園	1	0	0	1
家族•親戚	2	0	0	2
その他	1	0	0	1
合計	37	1	1	39

その他の内訳

• 託児所

仕事中の保育(小学生の児童)(複数回答)

	母子	父子	寡婦	合計
学童保育	21	0	0	21
一人又は兄弟姉妹で留守番	21	1	Ο	22
家族・親戚	16	4	0	20
習い事・クラブ活動	4	0	Ο	4
友達と遊んでいる	2	0	0	2
その他	0	0	Ο	0
未回答	5	2	0	7
合計	69	7	0	76

転職したいと思っていますか?

	母子	父子	寡婦	合計
はい	47	3	3	53
いいえ	93	13	5	111
未回答	15	2	6	23
合計	155	18	14	187



転職したい理由は何ですか?(複数回答)

144707070220101101101101101101101101101101101101				
	母子	父子	寡婦	合計
勤務先が遠い	10	1	0	11
職場の人間関係	17	1	0	18
資格が生かせない	0	0	0	0
勤務時間が長い	3	0	1	4
勤務時間が短い	2	0	0	2
収入が少ない	27	2	2	31
夜勤や交代勤務がある	2	0	0	2
休みが取りにくい	11	1	1	13
残業が多い	6	0	1	7
その他	5	0	2	7
未回答	1	0	0	1
合計	84	5	7	96

その他の内容

- 正社員になかなかなれなく不安定
- ・精神的に疲れる
- ・人員不足。有給もとれない。
- ・ 事務仕事がしたいため
- ・どちらとも言えない。職場と学校が近いのは都合がいいので。
- 色々です。
- 収入、時間帯
- 再婚を考えているため(前の旦那とは別の人と)

「就業していない方」への質問

就業していない理由は?

	母子	父子	寡婦	合計
産休・育児休業中	0	0	0	0
親や病人の世話・介護	1	0	1	2
子育てに専念	6	0	0	6
就業の為、技術技能習得中	0	0	0	0
傷病により就業できない	3	0	1	4
職場が見つからない	4	0	0	4
その他	2	0	0	2
未回答	0	0	6	6
合計	16	0	8	24

その他の内容

• 高齢のため

今後どのような仕事につきたいですか? (複数 回答)

	母子	寡婦	父子他	合計
専門・技術職	2	0	0	2
管理的職業	0	0	0	0
事務的職業	2	0	0	2
販売業	4	0	0	4
サービス業	2	0	0	2
保安業	Ο	0	0	Ο
農林水産業	0	0	0	0
運輸・通信業	0	0	0	0
その他	1	0	1	2
未回答	7	0	7	14
合計	18	0	8	26

今後の就業意思について

	母子	父子	寡婦	合計
求職活動をする予定	9	0	0	9
資格を取ってから就職	0	0	0	0
その他	4	0	1	5
未回答	3	0	7	10
合計	16	0	8	24

その他の内容

- 条件があえば就業する
- ・親の介護のため就労するつもりはない
- 高齢のため
- 今はしない

希望の職業につくためにどのような資格を取り たい

・資格取得後の費用のホテンではなく、そもそも 支払うお金がないのでそこの助成があれば…使っ た額ではなくて。

その他の内容

- ・家庭と仕事の両立ができる時間帯に働けるなら職種はなんでも良い。
- 就労するつもりはない

西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 3 月 23 日 告示第 39 号

(設置目的)

第1条 西予市が、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号) 第12条の規定に基づき、「西予市ひとり親家庭等自立促進計画(以下「自立 促進計画」という。)」を策定するにあたり、ひとり親家庭等実態調査を実施 し、ひとり親家庭等のニーズの把握や広い視野からの提言を得るため、西予 市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自立促進計画策定に関する事項について検討するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 福祉関係団体の代表
 - (3) 経営者団体の代表
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、自立促進計画策定日までとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることがで きる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。 (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年告示第 47 号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 75 号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

(令和3年6月11日現在)

所 属	役	職	氏	名
西予市県立学校長会	会	長	松永	泰
西予市小中学校長会	会	長	萩 森	英俊
西予市社会福祉協議会	会	長	河 野	敏 雅
八幡浜公共職業安定所	所	長	西山	佳 樹
西予市商工会	会	長	沖 野	健 三
西予市母子寡婦福祉会	会	長	菊 地	ミスギ
西予市民生児童委員協議会	会	長	河 野	秀 雄
西予市民生児童委員協議会	代表主任	児童委員	福岡	順子
西予市保育協議会	会	長	金 子	文
西予市福祉事務所	所	長	藤井	兼人

<策定の経緯>

令和3年7月2日(金)

第1回 西予市「ひとり親家庭等自立促進計画」策定委員会

- ・策定スケジュールについて
- ・ひとり親家庭等実態調査の実施等について

令和4年1月28日(金):書面開催

第2回 西予市「ひとり親家庭等自立促進計画」策定委員会

- ・西予市ひとり親家庭等自立促進計画(案)の作成について
- ・西予市ひとり親家庭等実態調査の結果報告について
- ・パブリックコメントの実施について

令和4年3月

・第3期西予市ひとり親家庭等自立促進計画策定



